

**北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）【抜粋】**

平成28年12月22日条例第99号〔第22次改正〕

北海道病院事業条例をここに公布する。

（管理者）

第5条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、北海道病院事業管理者とする。

（組織）

第6条 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、北海道道立病院局を置く。

（北海道病院事業推進委員会）

第7条 前条に定めるもののほか、病院事業の推進を図るため、北海道病院事業推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。

(2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。

(3) 管理者の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、特別の事項を審議調査させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

(1) 医療に関する知見を有する者

(2) 企業の経営に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

9 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（北海道病院事業推進委員会条例の廃止）

2 北海道病院事業推進委員会条例（平成28年北海道条例第11号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道病院事業推進委員会条例（次項において「廃止条例」という。）第1条の規定により置かれている北海道病院事業推進委員会（次項において「旧委員会」という。）は、この条例による改正後の北海道病院事業条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定により置かれた北海道病院事業推進委員会（次項において「新委員会」という。）とみなす。

4 この条例の施行の際現に廃止条例第4条第1項の規定により旧委員会の委員又は特別委員に任命されている者は、改正後の条例第7条第4項の規定により新委員会の委員又は特別委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成29年7月23日までとする。

(旧)

→

(新)

北海道病院事業推進委員会条例	北海道病院事業条例
<p><b>(設置)</b> 第1条 道が経営する病院事業（次条において「病院事業」という。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><b>(所掌事項)</b> 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。 (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。 (3) 知事の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p><b>(組織)</b> 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</p> <p><b>(委員及び特別委員)</b> 第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1) 医療に関する知見を有する者 (2) 企業の経営に関する知見を有する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p><b>(委員長)</b> 第5条 委員会に委員長を置く。 2 委員長は、委員が互選する。 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p><b>(会議)</b> 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>	<p><b>(管理者)</b> 第5条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、北海道病院事業管理者とする。</p> <p><b>(組織)</b> 第6条 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、北海道道立病院局を置く。</p> <p><b>(北海道病院事業推進委員会)</b> 第7条 前条に定めるもののほか、病院事業の推進を図るため、北海道病院事業推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。 (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。 (3) 管理者の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>3 委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、特別の事項を審議調査させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。</p> <p>4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。 (1) 医療に関する知見を有する者 (2) 企業の経営に関する知見を有する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 6 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>7 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p><b>(北海道病院事業推進委員会運営要領において規定)</b></p>

(旧)

→

(新)

北海道病院事業推進委員会条例	北海道病院事業条例
<p><b>(専門部会)</b> 第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。</p> <p><b>(委員長への委任)</b> 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年7月23日までとする。</p>	<p>9 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。</p> <p><b>(北海道病院事業推進委員会運営要領において規定)</b></p> <p><b>(委任)</b> 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則 <b>(施行期日)</b> 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><b>(北海道病院事業推進委員会条例の廃止)</b> 2 北海道病院事業推進委員会条例（平成28年北海道条例第11号）は、廃止する。</p> <p><b>(経過措置)</b> 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道病院事業推進委員会条例（次項において「廃止条例」という。）第1条の規定により置かれている北海道病院事業推進委員会（次項において「旧委員会」という。）は、この条例による改正後の北海道病院事業条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定により置かれた北海道病院事業推進委員会（次項において「新委員会」という。）とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に廃止条例第4条第1項の規定により旧委員会の委員又は特別委員に任命されている者は、改正後の条例第7条第4項の規定により新委員会の委員又は特別委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成29年7月23日までとする。</p>

## 北海道病院事業推進委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45条。以下「条例」という。）に定めるもののほか、北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (専門部会)

第3条 条例第7条第9項の規定により専門部会を置いた場合は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

- 2 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

### (報酬)

第4条 委員及び特別委員が会議の出席その他の委員会の職務に従事したときは、北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15条）第18条の規定に基づき日額の報酬を支給することとし、その額は、知事の事務部局が設置する附属機関の委員（以下「附属機関委員」という。）の例による。

### (旅費)

第5条 委員及び特別委員が会議の出席その他の委員会の職務のために旅行したときは、その旅行に対し、費用弁償として北海道病院事業職員等旅費規程（平成29年北海道病院事業管理規程第16号）第2条第1項に基づく旅費を支給することとし、その額は、附属機関委員の例による。

### (委員長への委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。